



神奈川県メディカルショートステイ を利用される方へ

高度な医療的ケアを必要とする、在宅で療養中の重症心身障害児等の方が、保護者(介護者)又は家族の休息やきょうだい児の行事などの事情により在宅で療養が困難になった場合に一時的に入院ができる制度です。

対象となる方

- ① 県内在住(政令市を除く)の重症心身障害児又は高度な医療的ケアを必要とする児であること※1
- ② 常時医学的管理を要する方※2であること
- ③ 医療型短期入所が利用できない※3こと

※1 原則として18歳未満の方を対象とします。ただし、15歳以上18歳未満の方は受入れ可能な病院が少ないため、移動手段や医療的ケア等によってはご利用が難しい場合があります。

※2 常時医学的管理を要する方とは「人工呼吸器を装着している」「気管切開を行っている」「経管栄養を行っている」等の状態の方です。

※3 満床等の理由により事業所が利用できない場合を指します。

利用ができる場合

- ・ 保護者等の休養
- ・ 保護者等の冠婚葬祭
- ・ きょうだい児の行事
- ・ 保護者等の病気や事故 等

利用可能日数

1回あたり最長7日

※ 病院に空床がある場合に利用可能となります。また、概ね月1回までの利用をお願いします。

入院費用

入院先の病院の物品を使用した場合など、保険外の費用負担(実費相当)があります。また、公費負担の対象外の方は、医療費の自己負担が発生します。

利用する病院

利用者本人に必要な医学的管理や状況をふまえて、協力病院の中から受け入れ先の調整を行います。

利用先の指定はできませんが、自宅からのアクセスや主治医病院等を可能な限り考慮します。

相談・申請窓口

神奈川県障害福祉課 地域生活支援グループ

電話 045-210-4713 (対応時間 平日9:00~17:00)

※ 夜間、土日祝日の受け付けはできません。



ご利用までの流れ

- ① **登録** ご利用には、事前登録が必要です。主治医の病院で診療情報提供書を取得いただき、利用者の身体の状態や日常生活の様子などを記載する申請書類とともに提出いただきます。その後、登録の結果(可否)を県障害福祉課から通知します。また、登録は、1年毎の更新をお願いします。
 ↓
 ○ 必要書類 (1)利用登録申請書 (2)患者情報連絡票 (3)主治医の診療情報提供書
- ② **申込** ご利用を希望される際には、申込書類をご記入いただきます。県が協力医療機関と連絡・調整を行い、結果をお知らせします。
 ↓
 ○ 必要書類 (1)利用申込書 (2)患者情報連絡票 (3)主治医の診療情報提供書
 ※ 初めて利用する病院の場合には、事前の外来受診が必要となります。また、外来受診の結果、利用できない場合があります。
 ※ 病院の空きベッドを利用するため、原則として1ヶ月以上先の予定はお受けできません
- ③ **利用** 利用可能な病院が見つかった場合には、ご自身で指定された時間に病院へお越しください。

注意事項

- ・ メディカルショートステイは、医療型短期入所等ほかの障害福祉サービスが利用できる場合には利用できません。
- ・ 協力病院が満床等の理由により利用ができない場合があります。また、感染症の流行等により、急遽、利用先の病院が利用できなくなる場合があります。空床状況について、病院へ直接のお問合せはお控えください。
- ・ 発熱等、体調が安定していない場合には利用できません。
- ・ 利用中に体調不良となった場合には、利用先の病院で検査・治療を行うことがあります。病状悪化時は、メディカルショートステイは終了となり一般入院への切り替えや他院への転院となる可能性があります。
- ・ 提出していただいた情報は、入院中の生活の参考にさせていただきますが、利用先の病院の医療・看護体制により、ケアが自宅とは異なることがあります。
- ・ 利用中に使用する生活物品、ケアに必要な物品、薬や栄養剤等は基本的に利用者本人の持参となります。利用先の病院によって異なりますが、十分な量の予備を用意してください。

～お願い～

できるだけ多くの方にこの制度を利用していただくため、原則として、月1回程度の頻度でのご利用をお願いしています。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

